

道内私立高校生等奨学金設置要綱

公益財団法人 北海道新聞社会福祉振興基金

(名称)

第1条 この奨学金は、道新みらい君・ウェルネット奨学金と称する。

(目的)

第2条 この奨学金は、北海道に居住する道内私立高校生、国立高等専門学校生に学費を支給し、もってその福祉の増進に寄与するものとする。

(事務局)

第3条 奨学金の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、北海道新聞社会福祉振興基金に置く。

(運営要領)

第4条 奨学金の運営その他について必要な事項は、「運営要領」に定める。

付則1 この要綱は2006年(平成18年)1月1日から施行する。

2007年(平成19年)9月1日一部改正

2015年(平成27年)6月30日一部改正

道内私立高校生等奨学金運営要領

(高専の奨学生)

第1 奨学生となる者は、次の条件を満たしていなければならない。

- ア 北海道に居住する国立工業高等専門学校生
- イ 緊急支援は、緊急に学費の援助が必要と認められる者
 - ・国立高等専門学校在学中に家計者の人員整理による失業、死亡、失踪などによって経済上、修学の継続が難しくなった者
 - ・災害や火災に遭い、授業料などの納付が困難な者
- ウ 通常支援は、経済的理由で学業に支障をきたしている者
 - ・就学支援金や授業料免除などによる授業料支援を受けても、修学継続がなお困難な者
 - ・家計基準以外の事由で就学支援金や授業料免除などによる授業料支援の対象にならない者
 - ・授業料免除の超過申請が機構本部に認められなかった者
 - ・その他、道内校長会議において特別の事情があると認めた者
- エ 修学意思が強く、学校生活を意欲的に送っている者

第2 奨学生希望者の申請に基づき推薦者を学校長とし、道内の国立高等専門学校4校

で年間最大50名程度を選考する。奨学金は返済不要とし、金額及び支給期間は次の通りとする。

- ア 金額：高専学生1人当り年間最大50万円程度
上記支給額を目安とし、国の就学支援制度などを勘案し、実態に合わせ弾力的に運用する。
- イ 支給期間：奨学生に決定された日の翌月から1年間以内。ただし事情を勘案し延長することができる。

(私立高校の奨学生)

第3 奨学生となる者は、次の条件を満たしていなければならない。

- ア 北海道に居住する私立高校生
- イ 緊急に学費の援助が必要と認められる者
 - ・私立高校在学中に家計者の人員整理による失業、死亡、失踪などによって経済上、修学の継続が難しくなった者
 - ・災害や火災に遭い、授業料などの納付が困難な者
- ウ 修学の意志が強く、学校生活を意欲的に送っている者

第4 奨学生希望者の申請に基づき推薦者を学校長とし、道内の各私立高校で年間最大10名程度を選考する。奨学金は返済不要とし、金額及び支給期間は次の通りとする。

- ア 金額：私立高校生1人当り年間30万円
上記支給額を目安とし、国の就学支援制度などを勘案し、実態に合わせ弾力的に運用する。
- イ 支給期間：奨学生に決定された日の翌月から1年間以内。ただし事情を勘案し延長することができる。

(申請)

第5 奨学金の支給を受けようとする者は次の書類、添付書類を提出しなければならない。

- ア 申請書 (第1号様式)
- イ 誓約書 (第2号様式)
- ウ 推薦書 (第3号様式)
- エ 学業成績証明書
- オ 生計中心者の源泉徴収票又は市町村長の所得証明書
- カ 就学支援金通知書と授業料額を証明するものまたは滞納証明書

(決定)

第6 奨学生は、事務局の書類選考に基づいて評議員会で決定し推薦者を經由して申請人に通知する。

(奨学金の支給)

第7 奨学金は、一括または半期(6カ月)ごとに学校長を經由して支給する。

(奨学金受領書)

第 8 奨学金の支給を受けた奨学生は、奨学金受領書を学校長を経由して提出しなければならない。

(届出)

第 9 奨学生は、次の事項に該当する場合、保証人と連署して学校長を経由して届け出なければならない。

- ア 休学または退学したとき
- イ 保証人を変更したとき
- ウ 奨学生本人または保証人の住所の変更その他重要な事項に変更があったとき
- エ その他必要と認められる事項

(支給停止)

第 10 次の事項に該当することとなったときは、奨学金の支給を停止する。

- ア 退学したとき
- イ 休学または長期間欠席したとき
- ウ 学業成績不良、品行不正など奨学生として不適格となったとき
- エ 奨学金の辞退の申し出があったとき

(返還)

第 11 すでに支給を受けた奨学金のうち、返還事由の生じた日の翌月以降の分については返還するものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

- ア 第 10 に該当し、支給停止になったとき
- イ 本人が死亡したとき
- ウ その他、支給の必要がなくなったとき

付則 この要領は、2006年(平成18年)1月1日から施行する。

2007年(平成19年)9月1日一部改正

2009年(平成21年)4月1日一部改正

2010年(平成22年)5月13日一部改正

2012年(平成24年)7月13日一部改正

2015年(平成27年)3月26日一部改正

(第一・エ項を削除)

2015年(平成27年)6月30日一部改正

(対象を国立高等専門学校生に拡大し名称変更)

2017年(平成29年)5月30日一部改正

(高専と私立高校生の対象と支給の条項を分離)